

社会福祉法人現況報告書

平成 28 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁										
法人名	社会福祉法人 基弘会	主たる事務所の所在地	〒 544 - 0025	大阪市生野区生野東2-5-8	電話番号	06 - 6715 - 2188	FAX番号	06 - 6715 - 2224		
ホームページアドレス	http://www.yumehohako.info	メールアドレス	h.mizuno@yumehohako.info		設立認可年月日			設立登記年月日	平成13年3月23日	
代表者	氏名	年齢	住所		職業	就任年月日				
	川西 良子	非公表	非公表		理事長	平成13年3月23日				

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種							
	第二種							
老人福祉	第一種	特別養護老人ホーム	公表	夢の箱 勝山	大阪市生野区勝山南1-17-43	平成24年2月1日	90	
	第二種	老人デイサービス事業	公表	生野東地域在宅サービスステーション	大阪市生野区生野東2-5-8	平成14年4月1日	41	
		老人居宅介護等事業	公表	生野東地域在宅サービスステーション	大阪市生野区生野東2-5-8	平成14年4月1日		
		老人短期入所施設	公表	夢の箱 勝山	大阪市生野区勝山南1-17-43	平成24年2月1日	10	
老人短期入所施設	公表	ココナラ翼	大阪市生野区巽南3丁目4番25号	平成27年4月1日	22			
障害者福祉	第一種							
	第二種							
その他	第一種							
	第二種							

公益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)

- 1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業
- 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- 6 子育て支援に関する事業
- 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- 8 ボランティアの育成に関する事業
- 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等)
- 10 社会福祉に関する調査研究等
- 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業
- 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業
- 13 有料老人ホーム
- 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
- 15 公益的業務を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業
- 16 その他 ()

収益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)

- 1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル
- 2 駐車場の経営
- 3 公共的、公共的施設内の売店の経営
- 4 その他 ()

その他の事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)

- 1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免
- 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施
- 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施
- 4 災害時における各種支援活動の実施
- 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施
- 6 他法人との連携による人材育成事業
- 7 その他 ()

III 組織

理事	定員		現員		親族等特殊関係者の有無	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)				理事会への出席回数	
	8		8			親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長		その他	理事報酬・職員給与ともに支給	理事報酬のみ支給	職員給与のみ支給		支給なし
	役職	氏名	職業	任期														
理事長	川西良子	法人職員	平成27年3月24日	平成28年3月23日	○									○			5	
理事	川西収治	施設職員	平成27年3月24日	平成28年3月23日	○									○			5	
理事	大森清次郎	施設職員	平成27年3月24日	平成28年3月23日							○			○			5	
理事	奥山和子	会社員	平成27年3月24日	平成28年3月23日							○					○	5	
理事	田中康博	団体職員	平成27年3月24日	平成28年3月23日					○							○	5	
理事	津田友義	自営業	平成27年3月24日	平成28年3月23日							○					○	5	
理事	宮本長三郎	会社役員	平成27年3月24日	平成28年3月23日							○					○	5	
理事	山口勝彦	自営業	平成27年3月24日	平成28年3月23日							○					○	5	

監事	定員		現員		親族等特殊関係者の有無	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	監事報酬		理事会への出席回数	
	2		2			財務諸表等を監査し得る者							支給あり	支給なし		
	氏名	職業	任期	公認会計士、税理士		弁護士	会社等の監査役、経理責任者等	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	その他					
	四宮正利	自営業	平成27年3月24日	平成28年3月23日					○						○	5
	田川 隆司	自営業	平成27年12月14日	平成28年3月23日	○										○	5

評議員	定員		現員		親族等特殊関係者の有無	理事の親族	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議員会への出席回数			
	16		16				親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者					施設長	利用者の家族の代表	その他
	氏名	職業	任期																
	川西良子	法人職員	平成27年3月24日	平成28年3月23日	○											5			
	川西収治	施設職員	平成27年3月24日	平成28年3月23日	○						○					5			
	大森清次郎	施設職員	平成27年3月24日	平成28年3月23日											○	5			
	奥山和子	会社員	平成27年3月24日	平成28年3月23日												5			
	田中康博	団体職員	平成27年3月24日	平成28年3月23日							○					5			
	津田友義	自営業	平成27年3月24日	平成28年3月23日												5			
	宮本長三郎	会社役員	平成27年3月24日	平成28年3月23日												5			
	山口勝彦	自営業	平成27年3月24日	平成28年3月23日												5			
	飯田外茂治		平成27年3月24日	平成28年3月23日												5			
	浦田良夫		平成27年3月24日	平成28年3月23日												5			
	工藤宏見		平成27年3月24日	平成28年3月23日												5			
	中西幸弘	自営業	平成27年3月24日	平成28年3月23日												5			
	中村武雄	自営業	平成27年3月24日	平成28年3月23日												5			
	檜原善将	会社職員	平成27年3月24日	平成28年3月23日											○	5			
	川西昌也	公務員	平成27年3月24日	平成28年3月23日	○											5			
	南田孝雄	自営業	平成27年3月24日	平成28年3月23日											○	5			

施設長	施設名	氏名	就任年月日	法令等に定める資格の有無
	特別養護老人ホーム夢の箱	江部成治	平成27年6月1日	有

職員	常勤専従	常勤兼務	非常勤
		換算数	換算数
法人本部			
施設			

理事会	開催年月日	出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項
	H27.5.27	8	8	有	平成26年決算同意の件
	H27.10.13	8	8	有	(仮称)特別養護老人ホームリズム仙台新築工事 設計業者選定について
	H27.12.14	8	8	有	(仮称)特別養護老人ホームリズム仙台新築工事 基本設計業に関わる業者選定について
	H28.3.21	8	8	有	理事長改選について

評議員会	開催年月日	出席者数	監事出席の有無	決議事項
	H27.5.27	16	有	H26年度決算同意の件
	H27.10.13	17	有	第1号 (仮称)特別養護老人ホームリズム仙台新築工事 設計業選定について 第2号 入札に関する条件について
	H27.12.14	16	有	第1号 (仮称)特別養護老人ホームリズム仙台新築工事 基本設計業に関わる業者選定について 第2号 理事交替について 第3号 入札に関する条件について
	H28.1.29	16	有	評議員改選について
H28.3.21	16	有	理事長改選について	

監事監査	監査年月日	監査者	監査報告の有無	指摘事項	改善事項
	H28.5.25	四宮正利	有	適正である	
	H28.5.25	田川 隆司	有	適正である	

資金収支計算書

(自) 平成27年 4月 1日 (至) 平成28年 3月31日

社会福祉法人 基弘会

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
収入	介護保険事業収入	770,897,000	770,886,608	10,392	
	施設介護料収入	482,592,000	482,591,391	609	
	介護報酬収入	482,592,000	482,591,391	609	
	居宅介護料収入	53,219,000	53,217,589	1,411	
	(介護報酬収入)				
	介護報酬収入	49,663,000	49,662,013	987	
	介護予防報酬収入	3,556,000	3,555,576	424	
	地域密着型介護料収入	15,256,000	15,255,335	665	
	(介護報酬収入)				
	介護報酬収入	15,256,000	15,255,335	665	
	居宅介護支援介護料収入	33,379,000	33,377,473	1,527	
	居宅介護支援介護料収入	32,648,000	32,647,339	661	
	介護予防支援介護料収入	731,000	730,134	866	
	利用者等利用料収入	63,499,000	63,495,430	3,570	
	施設サービス利用料収入	19,080,000	19,078,938	1,062	
	地域密着型介護サービス利用料収入	2,540,000	2,539,143	857	
	その他の利用料収入	41,879,000	41,877,349	1,651	
	その他の事業収入	35,448,000	35,446,285	1,715	
	補助金事業収入	2,883,000	2,882,500	500	
	市町村特別事業収入	9,000	8,414	.	
	受託事業収入	5,100,000	5,100,000	0	
	その他の事業収入	27,456,000	27,455,371	629	
	通所介護収入	87,504,000	87,503,105	895	
	医療事業収入	33,265,000	33,263,777	1,223	
	外来診療収入	29,662,000	29,661,410	590	
	受託検査・施設利用収入	160,000	159,640	360	
	その他の医療事業収入	3,443,000	3,442,727	273	
	その他の医療事業収入	3,443,000	3,442,727	273	
	〇〇事業収入	3,217,000	3,217,000	0	
	その他の事業収入	3,217,000	3,217,000	0	
	補助金事業収入	3,217,000	3,217,000	0	
経常経費寄附金収入	10,000	10,000	0		
受取利息配当金収入	54,000	53,396	604		
その他の収入	14,936,000	14,933,507	2,493		
雑収入	14,936,000	14,933,507	2,493		
	事業活動収入計(1)	822,379,000	822,364,288	14,712	
事業活動による収支	人件費支出	524,820,000	524,638,103	181,897	
	職員給料支出	404,658,000	404,655,379	2,621	
	職員賞与支出	59,733,000	59,731,500	1,500	
	退職給付支出	3,078,000	2,903,380	174,620	
	法定福利費支出	57,351,000	57,347,844	3,156	
	事業費支出	93,129,000	93,105,927	23,073	
	給食費支出	39,063,000	39,062,121	879	
	介護用品費支出	8,000	7,410	590	
	医薬品費支出	67,000	66,640	360	
	診療・療養等材料費支出	5,705,000	5,702,565	2,435	
	保健衛生費支出	4,052,000	4,049,476	2,524	
	医療費支出	3,000	2,630	370	
	被服費支出	2,584,000	2,582,416	1,584	
	教養娯楽費支出	859,000	857,035	1,965	
	日用品費支出	18,087,000	18,085,210	1,790	
	保育材料費支出	536,000	535,152	848	
	水道光熱費支出	12,376,000	12,373,251	2,749	
	燃料費支出	2,851,000	2,849,153	1,847	
	消耗器具備品費支出	705,000	703,794	1,206	
	保険料支出	452,000	450,790	1,210	
賃借料支出	5,577,000	5,575,142	1,858		
車輛費支出	21,000	20,500	500		

支出	〇〇費支出	40,000	40,000	0	
	雑支出	143,000	142,642	358	
	事務費支出	185,207,000	184,484,143	722,857	
	福利厚生費支出	3,652,000	3,649,522	2,478	
	職員被服費支出	124,000	122,268	1,732	
	旅費交通費支出	2,826,000	2,823,596	2,404	
	研修研究費支出	529,000	526,749	2,251	
	事務消耗品費支出	4,641,000	4,639,131	1,869	
	印刷製本費支出	16,000	15,076	924	
	水道光熱費支出	18,548,000	18,547,021	979	
	燃料費支出	431,000	429,903	1,097	
	修繕費支出	1,743,000	1,741,913	1,087	
	通信運搬費支出	5,643,000	5,642,087	913	
	会議費支出	110,000	108,977	1,023	
	広報費支出	5,187,000	5,185,681	1,319	
	業務委託費支出	113,153,000	113,150,517	2,483	
	手数料支出	1,753,000	1,751,915	1,085	
	保険料支出	1,796,000	1,105,817	690,183	
	賃借料支出	13,311,000	13,308,260	2,740	
	租税公課支出	1,346,000	1,344,855	1,145	
	保守料支出	1,845,000	1,843,225	1,775	
渉外費支出	7,623,000	7,620,533	2,467		
諸会費支出	758,000	755,377	2,623		
雑支出	172,000	171,720	280		
支払利息支出	9,827,000	9,825,296	1,704		
	事業活動支出計(2)	812,983,000	812,053,469	929,531	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	9,396,000	10,310,819	△ 914,819	
施設整備等による収支	収入	設備資金借入金収入	37,673,000	37,673,000	0
		固定資産売却収入	40,022,000	40,021,154	846
		建物売却収入	22,708,000	22,708,000	0
		機械及び装置売却収入	2,189,000	2,189,000	0
		車輛運搬具売却収入	850,000	850,000	0
		器具及び備品売却収入	14,275,000	14,274,154	846
		施設整備等収入計(4)	77,695,000	77,694,154	846
	支出	設備資金借入金元金償還支出	77,049,000	77,048,071	929
		固定資産取得支出	61,295,000	61,293,524	1,476
		建物取得支出	22,708,000	22,708,000	0
機械及び装置取得支出		2,189,000	2,189,000	0	
車輛運搬具取得支出		3,000,000	3,000,000	0	
器具及び備品取得支出	15,082,000	15,080,524	1,476		
建設仮勘定支出	18,316,000	18,316,000	0		
その他の施設整備等による支出	1,225,000	1,224,720	280		
〇〇支出	1,225,000	1,224,720	280		
	施設整備等支出計(5)	139,569,000	139,566,315	2,685	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 61,874,000	△ 61,872,161	△ 1,839	
その他の活動による収支	収入	拠点区分間長期貸付金回収収入	361,410,000	0	361,410,000
		その他の活動収入計(7)	361,410,000	0	361,410,000
	支出	拠点区分間長期貸付金支出	361,410,000	0	361,410,000
		その他の活動支出計(8)	361,410,000	0	361,410,000
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0	
	予備費支出(10)	0	-----	0	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 52,478,000	△ 51,561,342	△ 916,658	
	前期末支払資金残高(12)	183,888,378	183,888,378	0	
	当期末支払資金残高(11)+(12)	131,410,378	132,327,036	△ 916,658	

事業活動計算書

(自) 平成27年 4月 1日 (至) 平成28年 3月31日

社会福祉法人 基弘会

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
収益	介護保険事業収益	770,886,608	0	770,886,608
	施設介護料収益	482,591,391	0	482,591,391
	介護報酬収益	482,591,391	0	482,591,391
	通所介護料収益	87,503,105	0	87,503,105
	居宅介護料収益	53,217,589	0	53,217,589
	(介護報酬収益)			
	介護報酬収益	49,662,013	0	49,662,013
	介護予防報酬収益	3,555,576	0	3,555,576
	地域密着型介護料収益	15,255,335	0	15,255,335
	(介護報酬収益)			
	介護報酬収益	15,255,335	0	15,255,335
	居宅介護支援介護料収益	33,377,473	0	33,377,473
	居宅介護支援介護料収益	32,647,339	0	32,647,339
	介護予防支援介護料収益	730,134	0	730,134
	利用者等利用料収益	63,495,430	0	63,495,430
	施設サービス利用料収益	19,078,938	0	19,078,938
	地域密着型介護サービス利用料収益	2,539,143	0	2,539,143
	その他の利用料収益	41,877,349	0	41,877,349
	その他の事業収益	35,446,285	0	35,446,285
	補助金事業収益	2,882,500	0	2,882,500
	市町村特別事業収益	8,414	0	8,414
	受託事業収益	5,100,000	0	5,100,000
	その他の事業収益	27,455,371	0	27,455,371
	医療事業収益	33,263,777	0	33,263,777
	外来診療収益	29,661,410	0	29,661,410
	受託検査・施設利用収益	159,640	0	159,640
	その他の医療事業収益	3,442,727	0	3,442,727
	その他の医業収益	3,442,727	0	3,442,727
	〇〇事業収益	3,217,000	0	3,217,000
	その他の事業収益	3,217,000	0	3,217,000
	補助金事業収益	3,217,000	0	3,217,000
	経常経費寄附金収益	10,000	0	10,000
	サービス活動収益計(1)	807,377,385	0	807,377,385
サービス活動増減の部	人件費	528,027,484	0	528,027,484
	職員給料	404,655,379	0	404,655,379
	職員賞与	30,297,000	0	30,297,000
	賞与引当金繰入	32,352,278	0	32,352,278
	退職給付費用	3,374,983	0	3,374,983
	法定福利費	57,347,844	0	57,347,844
	事業費	93,105,927	0	93,105,927
	給食費	39,062,121	0	39,062,121
	介護用品費	7,410	0	7,410
	医薬品費	66,640	0	66,640
	診療・療養等材料費	5,702,565	0	5,702,565
	保健衛生費	4,049,476	0	4,049,476
	医療費	2,630	0	2,630
	被服費	2,582,416	0	2,582,416
	教養娯楽費	857,035	0	857,035
	日用品費	18,085,210	0	18,085,210
	保育材料費	535,152	0	535,152
	水道光熱費	12,373,251	0	12,373,251
	燃料費	2,849,153	0	2,849,153
	消耗器具備品費	703,794	0	703,794
	保険料	450,790	0	450,790
	賃借料	5,575,142	0	5,575,142
車輛費	20,500	0	20,500	
〇〇費	40,000	0	40,000	

費用	雑費	142,642	0	142,642
	事務費	184,468,483	0	184,468,483
	福利厚生費	3,623,062	0	3,623,062
	職員被服費	122,268	0	122,268
	旅費交通費	2,823,596	0	2,823,596
	研修研究費	526,749	0	526,749
	事務消耗品費	4,639,131	0	4,639,131
	印刷製本費	15,076	0	15,076
	水道光熱費	18,547,021	0	18,547,021
	燃料費	429,903	0	429,903
	修繕費	1,741,913	0	1,741,913
	通信運搬費	5,642,087	0	5,642,087
	会議費	108,977	0	108,977
	広報費	5,185,681	0	5,185,681
	業務委託費	113,150,517	0	113,150,517
	手数料	1,751,915	0	1,751,915
	保険料	1,105,817	0	1,105,817
	賃借料	13,308,260	0	13,308,260
	租税公課	1,344,855	0	1,344,855
	保守料	1,843,225	0	1,843,225
	渉外費	7,620,533	0	7,620,533
諸会費	755,377	0	755,377	
雑費	182,520	0	182,520	
減価償却費	65,856,772	0	65,856,772	
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 13,892,343	0	△ 13,892,343	
サービス活動費用計(2)	857,566,323	0	857,566,323	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△ 50,188,938	0	△ 50,188,938	
サービス活動外増減の部	受取利息配当金収益	53,396	0	53,396
	その他のサービス活動外収益	14,933,507	0	14,933,507
	雑収益	14,933,507	0	14,933,507
	サービス活動外収益計(4)	14,986,903	0	14,986,903
	支払利息	9,825,296	0	9,825,296
サービス活動外費用計(5)	9,825,296	0	9,825,296	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	5,161,607	0	5,161,607	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	△ 45,027,331	0	△ 45,027,331	
特別増減の部	その他の特別収益	1	0	1
	その他特別収益	1	0	1
	特別収益計(8)	1	0	1
	固定資産売却損・処分損	802,253	0	802,253
	車両運搬具売却損・処分損	802,253	0	802,253
国庫補助金等特別積立金積立額	5,552,107	0	5,552,107	
特別費用計(9)	6,354,360	0	6,354,360	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	△ 6,354,359	0	△ 6,354,359	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△ 51,381,690	0	△ 51,381,690	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	313,918,368	0	313,918,368
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	262,536,678	0	262,536,678
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	0	0	0
	その他の積立金積立額(16)	0	0	0
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	262,536,678	0	262,536,678

貸借対照表

平成28年 3月31日現在

社会福祉法人 基弘会

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	202,479,202	107,616,015	94,863,187	流動負債	126,085,859	107,505,461	18,580,398
現金預金	101,435,137	0	101,435,137	事業未払金	24,945,577	0	24,945,577
事業未収金	71,841,799	94,100,759	△ 22,258,960	その他の未払金	293,000	0	293,000
未収金	16,268,328	13,503,916	2,764,412	1年以内返済予定設備資金借入金	31,714,000	0	31,714,000
診療・療養費等材料	12,382,699	0	12,382,699	未払費用	27,326,314	71,979,920	△ 44,653,606
立替金	551,239	11,340	539,899	預り金	5,204,576	1,840,927	3,363,649
				賞与引当金	36,602,392	33,684,614	2,917,778
固定資産	1,792,094,827	1,195,176,492	596,918,335	固定負債	1,129,024,436	1,189,025,101	△ 60,000,665
基本財産	1,163,519,614	1,195,176,492	△ 31,656,878	設備資金借入金	1,117,936,030	1,189,025,101	△ 71,089,071
土地	240,603,000	240,603,000	0	退職給付引当金	11,088,406	0	11,088,406
建物	921,916,614	954,573,492	△ 32,656,878	負債の部合計	1,255,110,295	1,296,530,562	△ 41,420,267
定期預金	1,000,000	0	1,000,000	純 資 産 の 部			
その他の固定資産	628,575,213	0	628,575,213	基本金	22,152,000	22,152,000	0
土地	21,630,577	0	21,630,577	基本金	22,152,000	22,152,000	0
建物	468,817,197	0	468,817,197	国庫補助金等特別積立金	454,775,056	463,115,292	△ 8,340,236
機械及び装置	40,651,200	0	40,651,200	国庫補助金等特別積立金	454,775,056	463,115,292	△ 8,340,236
車輛運搬具	2,833,005	0	2,833,005	次期繰越活動増減差額	262,536,678	△ 479,005,347	741,542,025
器具及び備品	42,266,680	0	42,266,680	(うち当期活動増減差額)	△ 51,381,690	0	△ 51,381,690
建設仮勘定	18,316,000	0	18,316,000				
権利	126,000	0	126,000				
ソフトウェア	3,355,781	0	3,355,781				
退職給付引当資産	10,330,173	0	10,330,173				
保険積立資産	5,000,000	0	5,000,000				
差入保証金	500,000	0	500,000				
長期前払費用	1,128,600	0	1,128,600				
その他の固定資産	13,620,000	0	13,620,000	純資産の部合計	739,463,734	6,261,945	733,201,789
資産の部合計	1,994,574,029	1,302,792,507	691,781,522	負債及び純資産の部合計	1,994,574,029	1,302,792,507	691,781,522

社会福祉法人基弘会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービスセンターの経営
 - (ロ) 在宅介護支援センターの経営
 - (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ニ) 老人短期入所事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人基弘会という

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の主たる事務所を大阪市生野区生野東二丁目5番8号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び大阪市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に

出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、17名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）

(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第15条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

- 第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

- 第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 金1,000,000円
 - (2) 大阪市生野区生野東二丁目36番地4所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建生野東地域在宅サービスステーション夢の箱 本体建物一棟
(564・92平方メートル)
 - (3) 大阪市生野区勝山南一丁目60番36所在の特別養護老人ホーム夢の箱 敷地
(1701・23平方メートル)
 - (4) 大阪市生野区勝山南一丁目60番地36所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建特別養護老人ホーム夢の箱
本体建物一棟
(4530・41平方メートル)
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 集塵庫 附属建物一棟
(8・12平方メートル)
- 3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第27条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。
- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第27条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 診療所の経営
- (3) 通所リハビリテーション事業
- (4) 訪問リハビリテーション事業
- (5) 訪問看護事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金がでた場合の処分)

第28条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第29条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、社会福祉法人基弘会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則	平成13年	3月23日	制定
	平成15年	4月1日	一部改訂
	平成17年	4月1日	一部改訂
	平成18年	8月2日	一部改訂
	平成18年	9月15日	一部改訂
	平成25年	3月1日	一部改訂
	平成28年	4月18日	一部改訂